

賃上げ緊急支援金

県では、最低賃金の大幅な引き上げにより大きな影響を受ける中小企業等の負担の激変を緩和するため、支援金を支給します。

支援対象者

- 法人：県内に事業所を有する**中小企業**、またはこれに準ずるもの（公益法人、協同組合等を含む）
- 個人：税務署に開業届出書を提出し、従業員を1名以上雇用して事業を行っている者

支援要件

令和7年8月25日から令和8年3月31日までの間に、時間額1,000円以下の従業員の賃金を1,031円以上に引き上げること

雇用形態	支給額 (1人あたり)	限度額 (1事業所(※1)ごと)
正規雇用労働者 (正社員)	5万円	50万円
非正規雇用労働者(※2) (パート・アルバイト等)	3万円	

※1：事業所とは、事務所（本社、支社、営業所など）、店舗、工場などを指します。
※2：非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。

受付期間

令和8年1月～令和8年6月（予定）

★詳しくは「秋田県公式サイト美の国あきた（コンテンツ番号91782）」をご覧ください。

美の国あきた
ネットはこちら→



【お問い合わせ先】

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課 018-860-2334